



報道発表資料

山形労働局発表
平成27年1月6日(火)

担当	山形労働局 労働基準部 監督課 監督課長 高橋 仁 専門監督官 芳賀 正佳
当	電話 023-624-8222

平成25年度 県内の割増賃金の是正支払金額は5,928万円

—監督指導による賃金不払残業（サービス残業）の是正状況—

支払金額・企業数とも前年度より大幅に増える

- 山形労働局（局長 森田 啓司）は、監督指導による賃金不払残業（サービス残業）の是正状況をとりまとめた。
平成25年度（平成25年4月～平成26年3月）に、県内の労働基準監督署が賃金不払残業（サービス残業のこと。労働基準法第37条違反に該当。）に当たるとして、不足分を支払うよう指導した事案のうち、1企業当たり100万円以上の割増賃金が遡及して支払われたものは、22企業の労働者1,684人に対し、5,928万円であった（次ページの表1参照）。
- 平成25年度は、昨年度と比較し、企業数で13社（244%増）、人数で918人（120%増）、金額で3,712万円（268%増）と大幅に増加した。平成21年度から平成25年度までの過去5年間の是正状況は、次ページの表2のとおり。
- 山形労働局では今後とも労働時間の適正化を図るため、労使をはじめとする関係者に対し広く周知啓発を行うとともに、監督指導を実施し、違反に対しては厳しく取締りを行うこととしている。

労働条件に関する相談は、山形労働局や県内の労働基準監督署にお寄せください。また、事業主、労働者問わず、日中お忙しい方でも相談できるように、夜間、休日のフリーダイヤルを設置しています。

フリーダイヤルはいしろうどう
0120-811-610

月・火・木・金：17：00～22：00

土 ・ 日：10：00～17：00

表 1 平成 2 5 年度賃金不払残業に係る遡及是正の状況（金額 1 0 0 万円以上）

業 種	製造業	建設業	農林業	商 業	保健衛生業	接客娯楽業	その他の事業	合 計
企業数	1 2	2	1	2	1	3	1	2 2
労働者数 (人)	1, 1 0 0	2 8	1 8	4 1	4 3 9	9	4 9	1, 6 8 4
遡及是正額 (万円)	3, 6 4 6	2 7 3	3 4 5	8 0 9	1 7 0	5 5 4	1 3 1	5, 9 2 8

表 2 過去 5 年間の賃金不払残業に係る遡及是正の状況（金額 1 0 0 万円以上）

